

## 代議員選考規定

(目的)

第1条 一般社団法人静薬学友会（以下「本会」という。）の定款第11条の第2項に定める代議員の選出については、本規定により行う。

- 2 代議員の選出にあたっては、会員への透明性、機会均等性、公正性に十分配慮して実施することとし、会長及び監事並びに設立時理事は代議員資格を有さないこととする。

(選出の種類)

第2条 正会員及び学生会員の中より、正会員及び学生会員の互選による。

- 2 互選にあたっては、各地区及び大学からの推薦により選出する。
- 3 それぞれの推薦枠は、以下の通り。(総数37名)

各地区からの推薦枠 計30名

北海道地区	1	東北地区	1	関東地区	7
長野地区	1	北陸地区	1	静岡地区	10
東海地区	3	関西地区	3	中国地区	1
四国地区	1	九州・沖縄地区	1		

大学からの推薦枠(学生会員)

入学後6年次(4年制選考の場合は、大学院博士前期課程を含む)までは、両学科合わせ各学年1名、大学院博士課程(博士後期課程を含む)として、1名 計7名

(候補者推薦の公示)

第3条 会長は、各地区、大学及び一斉メール及びホームページを通じて、代議員候補者の推薦の実施を公示する。

- 2 前項の公示は、代議員選任の30日前までに行う。

(推薦候補者の届出)

第4条 推薦者の届け出にあたっては、公示の日から、選出を行う日の7日前までに、別紙様式により、氏名、卒業年次、連絡先、職業、立候補に際しての趣意を記載したものを本会事務局に提出する。

- 2 推薦候補者は、選出を実施する年の前年において、1ケ年以上会員としての義務を果たしているものとする。

(当選者の確定)

第5条 届け出のあった推薦候補者については、互選により選出されたものとし、総会に報告するとともに、ホームページを通じて公開する。

(任期途中の辞退者)

第6条 任期中において、一身上の都合などで代議員を辞退する場合に備え、地区ごとに順位をつけて補欠の代議員2名(定数1名のところは1名)を選任する。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。なお、再任は妨げないものとするが、連続3期を超えて在任することはできないものとする。

(学生会員たる代議員の任期)

第8条 学生会員たる代議員の任期は、前条の規定にかかわらず、以下のいずれか早いときをもって任期満了となるものとする。

- (1) 選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のとき
- (2) 大学又は大学院を卒業して学生会員の地位を失ったのち、後任の学生会員たる代議員が選任され、その者が就任を承諾したとき

(規定の制定及び改廃)

第9条 この規定の制定及び改廃は、理事会の決議による。

(附則) この規定は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める一般社団法人の設立の登記の日の後に開催される理事会で承認後施行する。